

島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱

(平成30年8月14日)

最近改正 令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による道路に面したブロック塀等の倒壊で生じる被害を未然に防ぎ、人身事故の防止及び避難路の確保を行うため、島本町域において、道路に面するブロック塀等の撤去を実施する者に対して、島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、島本町補助金交付規則(昭和45年島本町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 国、大阪府又は島本町が管理する道路のほか、一般の通行の用に供されていると認められる道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀、土塀その他これらに類する塀をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全部又はその一部を取り除くことをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に存する道路、公園その他不特定多数が利用する公共施設に面したブロック塀等の所有者であること。
- (2) 島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、安全確認ができないブロック塀等の撤去工事であり、かつ、次の各号に該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものは除く。

- (1) 撤去するブロック塀等の高さ(道路面等からの高さをいう。以下同じ。)は、80センチメートルを超えるものであること。
- (2) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが80センチメートル以下になること。
- (3) これまでに当該補助を受けた敷地でないこと。
- (4) ブロック塀等が道路内に残存し、又は水路等の公共施設に突出していないこと。
- (5) 国、大阪府又は島本町が施行する公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして町長が必要と認めるもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象ブロック塀等(基礎の部分を含む。)及びその附属物の除却に要する費用とする。

2 補助対象経費には、補助対象工事に係る消費税相当額又は地方消費税相当額は含めることができない。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は次のいずれかのうち最も少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 撤去費用に相当する額の100パーセント相当額

(2) 撤去の対象となる補助対象ブロック塀等の見付面積1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額

(3) 200,000円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条に規定する申請が不適當であると認めるときは、補助金を交付しないことを決定し、島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知を受け取った日から30日以内に補助対象工事に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の末日までに完了するものとし、直ちに島本町ブロック塀等撤去促進事業着手届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。ただし、平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、この要綱の施行日前に着手した補助対象工事である場合は、この限りでない。

(工事内容の変更)

第10条 補助対象者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、島本町ブロック塀等撤去促進事業内容変更届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更が適当であると認めるときは、当該変更を承認し、島本町ブロック塀等撤去促進事業内容変更承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する変更が不適當であると認めるときは、当該変更を承認しないこととし、島本町ブロック塀等撤去促進事業内容変更不承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(工事の中止)

第11条 補助対象者は、補助対象工事の中止をしようとするときは、島本町ブロック塀等撤去促進事業中止届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、島本町ブロック塀等撤去促進事業完了報告書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は当該会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条に規定する報告が適当であると認めるときは、島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助対象者は、前条に規定する補助金確定の通知を受けたときは、島本町ブロック塀等撤去促進事業補助金交付請求書(様式第11号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、虚偽の申請等により補助金の交付を受けた補助対象者がいるときは、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現にこの要綱に基づく補助金の交付の決定を受けている者については、第13条から第16条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。